

第2章 地域及び行政の防災力向上

第1節 職員の防災力強化

火山噴火時に的確な行動をとるためには、職員自身が有珠火山について正しい知識を持ち、災害時に行政として何をすべきかを迅速・的確に判断し行動することが求められる。そこで、職員を対象とした研修や災害時の応急対策の職員マニュアルを作成し、知識・行動力の向上に努める。

- 職員の研修
新任職員研修や定期異動時の説明時等をとらえて、有珠火山についての知識や災害時における所属部署の役割等について研修を行う。
- 職員マニュアルの策定・周知
各部署別に災害時の応急対策マニュアルを策定し、噴火の推移に合わせた行動と関係資料をまとめ、職員に周知する。

第2節 住民、事業所、観光施設の防災対策強化

1 住民の自主防災活動の推進

火山噴火時には、行政だけでは避難対策や避難所の運営等全てを行うのは困難である。災害時には、住民が自らの手によって地域及び地域の住民を守るために、自主防災組織を組織し活動することが必要となる。行政は、可能な限り自主防災活動を支援する。

- 自主防災組織の推進
自治会単位に自主防災組織の設置、育成を推進する。
- 自主防災活動の支援
自主防災活動をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、自主防災組織の組織化や防災計画の作成を支援する。また、必要に応じて資機材等の貸与等の援助を行う。
- リーダーの養成
自主防災組織の活動について、研修会などを実施しリーダーの養成を図る。

2 事業所の自主防災活動の推進

現在、一定規模以上の事業所については、消防法の規定により消防計画を作成し、自衛消防隊を組織することとなっている。これ以外の事業所についても、緊急避難等に備えて事業所の防災

計画を作成するなど自主防災活動を支援する。

また、事業所が立地している地域の住民への支援についても自主防災活動の一環として行うよう要請する。

- 自衛防災組織の推進 事業所における自衛防災組織の設置、育成を推進する。
- 防災計画の作成 災害時の情報収集や避難等に関する事業所の防災計画の作成を支援する。
- 地域への貢献の要請 事業所が立地している地域の防災訓練に参加するなど災害時に住民避難への支援等、地域の自主防災活動に貢献するよう要請する。

3 学校における防災管理体制の確立

学校においては、災害に対応する組織、災害対策本部・保護者等との連携、避難体制の確立や防災計画の整備を図り、防災訓練の実施等を通じて、災害発生時に迅速・的確に行動できるようにする。

- 防災のための組織づくり 災害発生時に教職員が迅速に行動するための役割やその内容を明らかにした防災のための組織づくりを行う。
- 連携体制の確立 関係機関・団体や保護者との連携が迅速に進められるよう、災害時における情報連絡体制の確立や情報手段等の整備等を図る。
- 避難所としての役割の徹底 避難所としての学校の役割と備えるべき防災機能、教職員の役割の明確化と人的支援体制の整備等を図る。
- 防災安全計画の管理 防災安全計画の整備を図り、防災訓練等を通して防災安全計画の内容が適切に実施されるよう管理や評価を徹底する。

4 ホテル・観光施設等の防災対策の推進

ホテル・観光施設等においては、消防法等の法令に基づき、防災設備の整備、消防計画の作成、自衛消防隊を組織することとなっている。さらに火山噴火に対する観光客の安全を確保するため、情報の収集と伝達、避難誘導、避難手段の確保等の防災対策を強化する。

- 観光客への周知 観光客に火山噴火の影響や被害想定等を周知するために、有珠山火山防災マップを掲示したり、防災ガイドブック等を客室に備えるようにする。
行政は、資料を提供するなど必要な支援を行う。

- 避難計画等の作成 有珠山火山防災マップを活用して、避難計画を作成する。作成にあたっては、行政との情報連絡、観光客等への避難周知、避難手段の確保、地域との連携等を検討する。行政は必要な情報の提供等を行う。

第3節 防災訓練

1 総合防災訓練の実施

関係市町は、消防機関とともに国・北海道・防災関係機関等の参加を得て、火山噴火を想定した総合防災訓練を定期的の実施する。実施にあたっては、その都度噴火場所や予想される現象等を変えると同時に、シナリオを作成する。

また、その結果を検証し、火山防災計画や職員マニュアルの修正を行う。

- 総合防災訓練の実施 国の機関、関係する自治体、自衛隊、警察、住民、観光施設(観光客)等が参加して総合防災訓練を実施する。
- 想定する事態例
- ・山頂における大噴火
 - ・山麓噴火

2 個別訓練の実施

住民(自治会ごと)、観光施設及び事業所ごとに避難訓練を実施するよう指導や支援を行う。また、定期的に応急対策の各項目について個別訓練を行う。

- 避難訓練の実施 関係市町や消防機関の支援のもと、自治会、福祉施設、観光施設等の避難訓練を実施する。
- 個別訓練の実施 情報収集伝達、職員参集等の個別訓練を実施する。
- 机上訓練の実施 実際の野外訓練の他、図面等を利用しての各種対策の検討など机上訓練により検証を行う。